

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 住宅支援資金のご案内

この制度は国及び東京都の補助を受けて、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」）が実施する貸付制度です。

東京都及び東京都内区市（以下「区市等」）が実施する母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者を対象に、住居の借り上げに必要となる資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とするものです。

1 貸付対象者

次の要件をいずれも満たす方が対象となります。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている方（所得が同水準の方を含む）
- ② 原則として東京都に住民登録している方
- ③ プログラムの策定を受けて、自立（アからウまでのいずれかをいう）を目指している方。
 - ア 就職又はより高い所得が見込まれる転職
 - イ 同一職場における所得増
 - ウ 安定した就労につながる転職

《対象外となる場合》

- すでに住宅支援資金の貸付けを受け、免除決定していない、あるいは償還が完了していない場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯である場合

2 貸付額：住宅支援資金 月額40,000円以内 上限12か月

☐他の補助制度（住宅確保給付金等）との併用も可能ですが、家賃額と他の補助制度による支援額の差額が貸付額の上限となります。

3 貸付利率：無利子(保証人不要)

4 貸付資金の申し込みについて

申込先は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」）です。（裏面参照）

《借り入れ申し込み時に申込書の他に必要な書類等》※この他にも書類の提出を求める場合があります。

- ① 住民票（マイナンバーは記載しないこと。発行から3か月以内で、世帯員全員が記載されているもの写しは不可。）
- ② プログラム策定証明書（借入申込書の区市役所・福祉事務所記入欄にて、3か月以内に証明を受けたもの）
- ③ 1か月の家賃が確認できる書類の写し（賃貸借契約書等）
- ④ 住宅確保給付金等支給決定通知書の写し（受給している場合のみ）

《貸付決定後に必要な書類》

- ・借入申込者の印鑑登録証明書（借用書提出時より3か月以内に発行されたもの）
- ※借用書には、印紙税法別表1による印紙の貼付が必要です。

5 償還期間 5年(60か月)以内

6 返済について

貸付契約を解除したとき、貸付終了後1年が経過したときに月賦により返済となります。返済期間中に、災害、疾病、負傷等で返済が難しくなった場合、東社協までご相談ください。

7 返済の免除について

- ・就業していない方が貸付けを受けた日から1年以内に就職、またはプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間引き続き就業を継続した場合は、申請により返済債務額が全額免除されます。その場合、プログラムを策定した区市等で就職・転職等確認書の発行を依頼し、免除申請書とともに東社協にお送りください。
- ・返済免除が決定した場合は、借用書は返却いたしません。また、返済免除された金額は原則として一時所得扱いになりますので、必要に応じて確定申告等の手続きを行ってください。

区市等(区市役所又は福祉事務所)でのプログラム策定等

- ▶ プログラムの策定
＜貸付対象となりうる場合＞
- ▶ 住宅支援資金貸付けの案内、申込み手順等の確認
- ▶ 借入申込書への記入後、プログラム策定証明書の発行

①申請書類の提出

- ▶ お住まいの地域の区市町村社協に借入申込書並びに必要な書類を提出
(提出書類は表面④を参照)
- ※区市役所又は福祉事務所でのプログラムや証明書策定時の情報を、住宅支援資金の借り入れ窓口となる区市町村社協との間で情報共有することがあります。

②審査

- ▶ 東社協にて貸付けの可否について審査
- ※不承認の場合、理由は開示しません。なお、借入希望者が東社協が債権者である貸付制度の債務者であり、返済が滞っている場合は貸付けできない場合もあります。

③貸付決定

- ▶ 貸付けの可否の郵送通知(借入希望者、区市町村社協、区市等)
- ▶ 借受人には、借用書等も併せて郵送します。

④借用書の提出

- ▶ 申込書を提出した区市町村社協へ借用書を提出
- ※署名捺印(実印)の上、印紙を貼付(消印押印)し、印鑑登録証明書とともに提出してください。

⑤貸付金の交付(最大4回)

- ▶ 東社協で借用書受理後、借用書を審査の上、貸付金を指定口座に送金
- ▶ 四半期(3か月)ごとの交付

書類の不備等がない場合、①申請書類の提出から⑤貸付金(初回)の交付までの期間は概ね50日です。

※貸付中、再婚等によりひとり親でなくなった場合、貸付の対象外となります。

借り入れ申し込み(提出)先

※「プログラム策定」の相談はお住まいの区市となります。

区市に相談後、お住まいの地域の社会福祉協議会に「住宅支援資金」の借り入れ申し込みとなります。

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-3265-1901	葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2457	東久留米市社会福祉協議会	042-420-9294
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5557	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
港区社会福祉協議会	03-6230-0282	八王子市社会福祉協議会	042-620-7282	多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541	立川市社会福祉協議会	042-503-4308	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
文京区社会福祉協議会	03-3812-3040	武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108	あきる野市社会福祉協議会	042-533-3548
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902	青梅市社会福祉協議会	0428-22-1233	西東京市社会福祉協議会	042-497-5071
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898	府中市社会福祉協議会	042-360-9996	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995	調布市社会福祉協議会	042-481-7693	檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	町田市社会福祉協議会	042-722-4898	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611	小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	小平市社会福祉協議会	042-344-1217	利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	日野市社会福祉協議会	042-586-3063	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
豊島区民社会福祉協議会	03-6388-0055	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311	三宅島社会福祉協議会	04992-8-5888
北区社会福祉協議会	03-3907-9494	国立市社会福祉協議会	042-575-3226	御蔵島社会福祉協議会	04994-8-2508
荒川区社会福祉協議会	03-3802-3155	福生市社会福祉協議会	042-552-2121	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0556	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012	小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486
足立区社会福祉協議会	03-3880-5740	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5333		

貸付制度に関する
問い合わせ先

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

Tel 03-3268-7189 Fax 03-3235-5979